



発行 東京都

目次

告示

- 新たに生じた土地の確認（江東区）……………一
……………（総務局行政部政課）……………一
 - 新たに生じた土地の確認（大田区）……………二
……………（同）……………二
 - 東京都宝くじの発売（八件）……………四
……………（財務局主計部公債課）……………四
 - 都市計画事業の事業計画の変更認可……………七
……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）……………七
 - 知事指定薬物の指定の失効……………七
……………（福祉保健局健康安全部薬務課）……………七
 - 家畜人工授精師の登録……………七
……………（産業労働局農林水産部農業振興課）……………七
 - 教習指導員審査の実施……………七
- 公 告
- 防災街区整備事業組合の理事長の就任……………八
……………（都市整備局市街地整備部防災都市づくり課）……………八
 - マンション再生まちづくり推進地区の指定……………九
……………（住宅政策本部住宅企画部マンション課）……………九
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二一
件）……………〇
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………〇

雑報

○全国自治宝くじの発売（九件）……………二
……………（全国自治宝くじ事務協議会）……………二

告示

●東京都告示第千四百四十九号

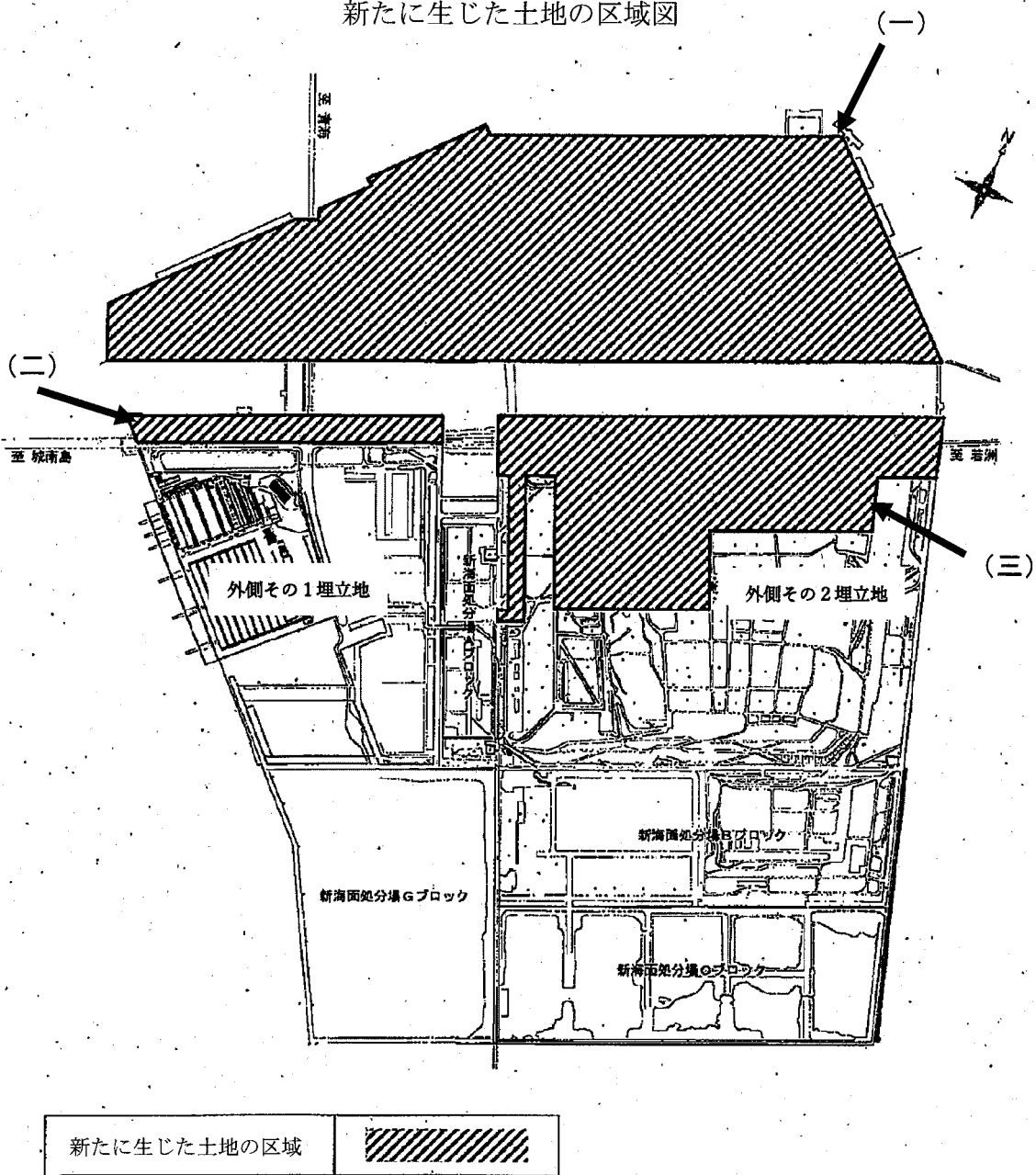
江東区長から、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、令和二年三月三十日付けで同区内に次の土地が生じたことを確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年九月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 所在
- (一) 江東区青海三丁目地先公有水面（中央防波堤内側埋立地）
 - (二) 江東区青海三丁目南側地先中央防波堤外側公有水面（中央防波堤外側その一埋立地第一工区）（区画C一）
 - (三) 江東区青海三丁目南側地先中央防波堤外側公有水面（中央防波堤外側その二埋立地）
- 二 面積
- (一) 一、八九二、五九八・七六平方メートル
 - (二) 一一一、五三五・六七平方メートル
 - (三) 七七六、〇二三・一四平方メートル
- 合計 二、七八〇、一五七・五七平方メートル

新たに生じた土地の区域図



●東京都告示第千五百十号

大田区長から、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、令和二年三月二十五日付けで同区内に次の土地が生じたことを確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年九月四日

東京都知事 小池百合子

一 所在 (一) 江東区青海三丁目南側地先中央防波堤外側

公有水面(中央防波堤外側その一埋立地第一工区)(区画C二)

(二) 江東区青海三丁目南側地先中央防波堤外側公有水面(中央防波堤外側その一埋立地第二工区A区)

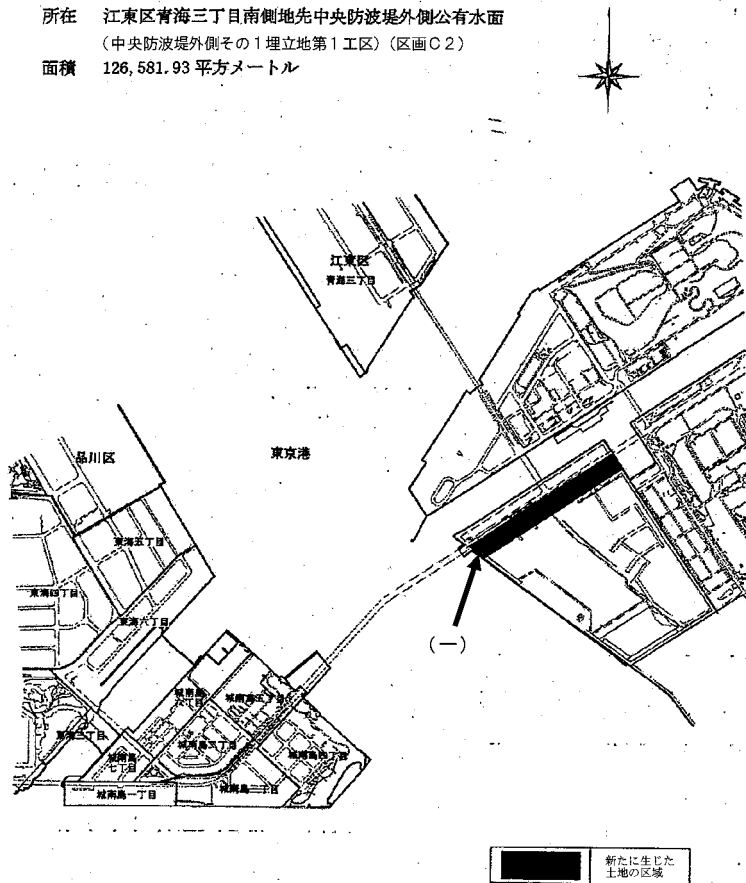
二 面積 (一) 一二六、五八一・九三平方メートル

(二) 九〇八、二〇〇・〇二平方メートル

合計 一、〇三四、七八一・九五平方メートル

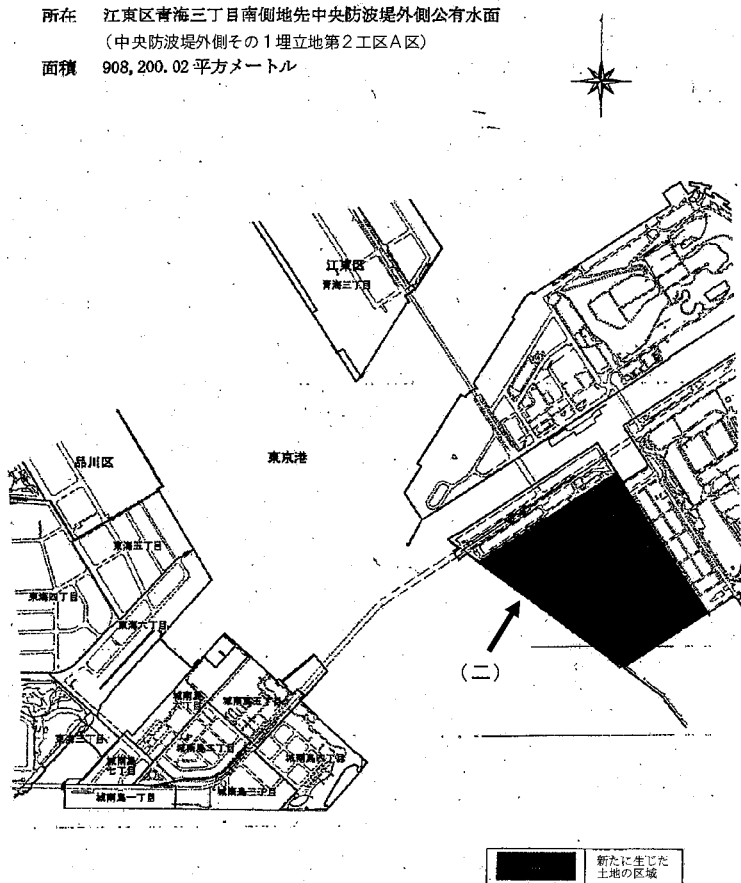
新たに生じた土地の区域図

所在 江東区青海三丁目南側地先中央防波堤外側公有水面
(中央防波堤外側その1埋立地第1工区)(区画C2)
面積 126,581.93 平方メートル



新たに生じた土地の区域図

所在 江東区青海三丁目南側地先中央防波堤外側公有水面
(中央防波堤外側その1埋立地第2工区A区)
面積 908,200.02 平方メートル



●東京都告示第千五百一十一号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和二年九月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千四百八十四回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二百二十万枚 四億四千万円
- 四 証券金額 一枚二百円
- 五 証券型式 開封式
- 六 発売期間 令和二年十月二十一日から同年十一月十日まで
- 七 抽せん期日 令和二年十一月十三日
- 八 当せん金支払開始期日 令和二年十一月十八日
- 九 当せん金の額及び当せん数の等級

一等	当せん金	二千円	当せん本数	一本
二等	当せん金	五百万円	当せん本数	一本
三等	当せん金	十万円	当せん本数	二十一本
四等	当せん金	十万円	当せん本数	二十一本
五等	当せん金	二百円	当せん本数	四千四百本
実りの秋賞	当せん金	三万円	当せん本数	二百二十本
計				二十二万本
				四千万本
				六千六百本
				二十四万七千六百本
- 十 注意事項 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若

しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千五百一十二号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和二年九月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千四百八十五回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 百三十万枚 二億六千万円
- 四 証券金額 一枚二百円
- 五 証券型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 令和二年十月二十八日から同年十一月二十三日まで
- 七 当せん金支払開始期日 令和二年十月二十八日
- 八 当せん金の額及び当せん数の等級

一等	当せん金	百万円	当せん本数	十三本
二等	当せん金	十万円	当せん本数	六十五本
三等	当せん金	一万円	当せん本数	千三百本
四等	当せん金	千円	当せん本数	一万三千本
五等	当せん金	二百円	当せん本数	三十九万本
計				四十万四千三百七十八本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千五百一十三号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和二年九月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千四百八十六回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 百万枚 二億円
- 四 証券金額 一枚二百円
- 五 証券型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 令和二年十一月四日から同月二十三日まで
- 七 当せん金支払開始期日 令和二年十一月四日
- 八 当せん金の額及び当せん数の等級

一等	当せん金	百万円	当せん本数	十本
二等	当せん金	十万円	当せん本数	二百本
三等	当せん金	一万円	当せん本数	二千五百本
四等	当せん金	千円	当せん本数	一万本

<p>五等 二百円 十万本</p> <p>計 十一万二千七百十本</p> <p>九 注意事項</p> <p>(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。</p> <p>(二) 証票は、転売できない。</p>	<p>●東京都告示第千五百五十四号</p> <p>当せん金付証票を次のとおり発売する。</p> <p>令和二年九月四日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 名称 第二千四百八十七回東京都宝くじ</p> <p>二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号</p> <p>三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円</p> <p>四 証票金額 一枚百円</p> <p>五 証票型式 開封式</p> <p>六 発売期間 令和二年十一月四日から同月二十四日まで</p> <p>七 抽せん期日 令和二年十一月二十七日</p> <p>八 当せん金支払開始期日 令和二年十二月二日</p> <p>九 当せん金の額及び当せん数の等級</p> <p>一等 当せん金 当せん本数 一千万円 一本</p> <p>二等の前後賞 二百五十万円 二本</p> <p>一等の組違い賞 十万円 十九本</p>	<p>二等 三十万円 二十本</p> <p>三等 一万円 八百本</p> <p>四等 三千円 四千本</p> <p>五等 千円 二万本</p> <p>六等 百円 二十万本</p> <p>計 二十二万四千八百四十二本</p> <p>十一 注意事項</p> <p>(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。</p> <p>(二) 証票は、転売できない。</p>	<p>●東京都告示第千五百五十五号</p> <p>当せん金付証票を次のとおり発売する。</p> <p>令和二年九月四日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 名称 第二千四百八十八回東京都宝くじ</p> <p>二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号</p> <p>三 発売の数及び総額 百三十万枚 二億六千万円</p> <p>四 証票金額 一枚二百円</p> <p>五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)</p> <p>六 発売期間 令和二年十一月二十四日から同年十二月二十二日まで</p> <p>七 当せん金支払開始期日 令和二年十一月二十四日</p>	<p>八 当せん金の額及び当せん数の等級</p> <p>当せん金 当せん本数</p> <p>一等 三百万円 十三本</p> <p>二等 十万円 百三十本</p> <p>三等 一万円 三千二百五十本</p> <p>四等 千円 一万三千本</p> <p>五等 二百円 十三万本</p> <p>計 十四万六千三百九十三本</p> <p>九 注意事項</p> <p>(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。</p> <p>(二) 証票は、転売できない。</p>	<p>●東京都告示第千五百五十六号</p> <p>当せん金付証票を次のとおり発売する。</p> <p>令和二年九月四日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 名称 第二千四百八十九回東京都宝くじ</p> <p>二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号</p> <p>三 発売の数及び総額 二百五十万枚 二億五千万円</p> <p>四 証票金額 一枚百円</p> <p>五 証票型式 開封式</p> <p>六 発売期間 令和二年十二月二日から同月二十二日まで</p> <p>七 抽せん期日 令和二年十二月二十五日</p>
--	---	--	--	---	---

八 当せん金支払開始 令和二年十二月三十日

期日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金

当せん本数

一等 千五百万円

一本

一等の前後賞 二百五十万円

二本

一等の組違い賞

十万円

二十四本

二等

十万円

二十五本

三等

三万円

七百五十本

四等

三千元

二千五百本

五等

千円

二万五千本

六等

百円

二十五万本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千五百五十七号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和二年九月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

第二千四百九十回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社みずほ銀行
千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額

五百万枚 十億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 令和二年十二月二十六日から令和三年一月十二日まで

七 抽せん期日 令和三年一月十五日

八 当せん金支払開始 令和三年一月二十日

期日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金

当せん本数

一等 一億五千万円

一本

一等の前後賞 二千五百万円

二本

一等の組違い賞

十万円

四十九本

二等

百万円

五十本

三等

三千元

一万本

四等

千円

五万本

五等

二百円

五十万本

お年玉賞

三万円

五百本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千五百五十八号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和二年九月四日

東京都知事 小 池 百合子

第二千四百九十一回東京都宝くじ

株式会社みずほ銀行
千代田区大手町一丁目五番五号

二 受託銀行等の名称及び所在地

百二十万枚 二億四千万円

三 発売の数及び総額

四 証票金額

一枚二百円

五 証票型式

被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 令和二年十二月二十六日から令和三年一月十九日まで

七 当せん金支払開始 令和二年十二月二十六日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金

当せん本数

一等 三百万円

十二本

二等 五万円

二十四本

三等 一万円

二百四十本

四等 千円

二千四百本

五等 二百円

三十六万本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千五百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第九百八十五号東京都都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年九月四日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 練馬区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第八・二・三 十号高松農の風景公園

三 事業施行期間 平成二十八年五月十七日から令和四年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

●東京都告示第千百六十号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年九月四日

東京都知事 小池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

- (一) 化学名 四一メチル一フェニル二一(ピロリジン一ール)ペンタン一ールオン及びその塩類(通称名a-PiHP、a-PHiP)

の塩類(通称名a-PiHP、a-PHiP)

(二) 化学名 N一ニ一「ニ一(フラン一ニール)エチル」ペリジン一四一ール一ニ一フェニルプロパンアミド及びその塩類(通称名Furanylethylfentanyl、FUEF)

(三) 化学名 二一(二・五一ジメトキシ一四一メチルフェニル)一ニ一メトキシエタンアミン及びその塩類(通称名BOD、β-METHOXY-1-2-CD)

(四) 化学名 N一フェニル一ニ一「ニ一(ニ一フェニルエチル)ペリジン一四一ール」一ニ一メチルプロパンアミド及びその塩類(通称名Isobutyrylfentanyl)

(五) 化学名 「一(シクロヘキシルメチル)一H一インドール一三一ール」(四一メトキシナフトラン一ール)メタノン及びその塩類(通称名CHMO81)

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第五百五十三号)の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日 令和二年九月五日

四 罰則の適用 この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

●東京都告示第千六百一十号

家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九十七号)第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録した。

令和二年九月四日

東京都知事 小池 百合子

免許番号 免許年 住所 氏名 家畜の種類及び業務の別
第八百二十六号 令和二年一月二十三日 練馬区中村三丁目二十三番一號 F Rest Denz Nakamura bashi 四〇一 鈴木 康弘 牛 家畜人工授精の業務

告示(公)

●東京都公安委員会告示第264号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項に

において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和2年9月4日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 審査の種類

普通自動車免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

普通自動車を運転することができると認められる者（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能

ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識

イ 自動車教習所に関する法令についての知識

ウ 教習指導員として必要な教育についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時

令和2年10月5日（月曜日）から同月9日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和2年9月17日（木曜日）及び同月18日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和2年9月7日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

11,850円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

(2) 服装

自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (3581) 4321 内線7250-5264

公 告

防災街区整備事業組合の理事長の就任について

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百四十八条第三項において準用する都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、原町一丁目7番・8番地区防災街区整備事業組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和二年九月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名 鈴木 孝也
 二 住所 目黒区原町一丁目八番七号

マンション再生まちづくり推進地区の指定についで

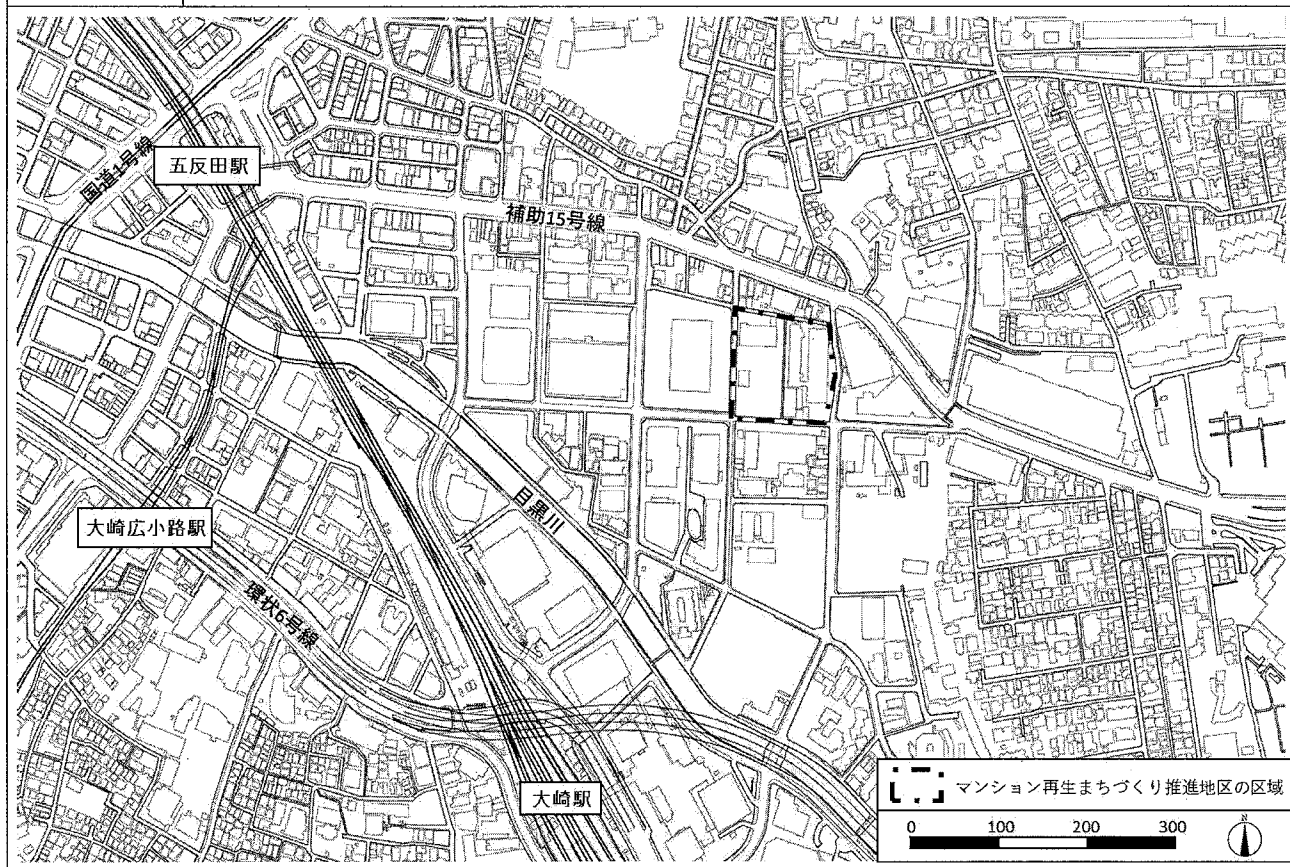
東京都マンション再生まちづくり制度要綱（平成二十九年三月三十日付二十八都市住マ第三百二十二号）第三の規定により、マンション再生まちづくり推進地区（以下「地区」という。）を指定したので、第三 四の規定により次のとおり公告する。

令和二年九月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 地区の名称、位置、区域及び面積
 東五反田二丁目第四地区
 品川区東五反田二丁目二十一番（別図のとおり）
 約一・三ヘクタール
- 二 指定年月日
 令和二年九月四日

別図 東五反田二丁目第4地区（品川区）



大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年九月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和二年九月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 原宿クエスト
- 二 店舗所在地 渋谷区神宮前二丁目十三番十四号
- 三 設置者名 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
- 四 設置者住所 千代田区外神田四丁目十四番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 中川 裕
- 六 変更後の設置者の代表者名 辻上 広志
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社アインファーマシーズほか二名
- 八 変更後の小売業者 株式会社アインファーマシーズほか

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社アインファーマシーズほか一名

十 変更前の小売業者の代表者名 大谷 喜一(株式会社アインファーマシーズ)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名 大石 美也(株式会社アインファーマシーズ)ほか

十二 変更日 令和二年六月十八日ほか

十三 届出日 令和二年八月十二日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間 令和二年九月四日から令和三年一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に

あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年九月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和二年九月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 アスタ
- 二 店舗所在地 西東京市田無町二丁目一番一号
- 三 設置者名 株式会社アスタ西東京ほか四十七名
- 四 設置者住所 西東京市田無町二丁目一番一号ほか
- 五 変更前の駐輪場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 千一台
- 六 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 店舗東側ほか 八百六十六台
- 七 変更前の閉店時刻 午後九時
- 八 変更後の閉店時刻 午後十時ほか
- 九 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前五時から午後六時まで
- 十 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前五時から午後八時まで
- 十一 変更日 令和二年八月二十八日ほか
- 十二 届出日 令和二年七月三十一日
- 十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十四 縦覧期間 令和二年九月四日から令和三年一

雑報

十五 縦覧時間

月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百四十九号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和二年九月四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百五十七回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	六百万枚 十二億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封印（被封印された指定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法） 令和二年十月七日から同月二十七日まで
六	発売期間	令和二年十月七日
七	当せん金支払開始期日	当せん金の額及び当せんの数
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん本数
等	級	当せん金
一	等	三百万円 六十本
二	等	三十万円 六十本
三	等	一万円 五千四百本
四	等	千円 十二万本
五	等	二百円 百八十万本
計		百九十二万五千四百六十六本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百五十号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和二年九月四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百五十八回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	八百万枚 八億円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から三等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和二年十月十四日から同年十一月十日まで
七	当せん金支払開始期日	令和二年十月十四日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
	等級	一等 五万円 百六十本
		二等 千円 十三万六千本
		三等 百円 二百四十万本
九	計	二百五十三万六千六十本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百五十一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和二年九月四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百五十九回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百五十万枚 十三億五千万円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和二年十月二十一日から同年十一月十七日まで
七	当せん金支払開始期日	令和二年十月二十一日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
	等級	一等 五百万円 九本
		二等 三十万円 九百本
		三等 三万円 九千本
		四等 千円 九千本
		五等 千円 二十二万五千本
		六等 三百円 九十万本
九	計	百十三万四千九百九十九本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百五十二号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和二年九月四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百六十回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	八百万枚 十六億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和二年十月二十一日から同年十一月十七日まで
七	当せん金支払開始期日	令和二年十月二十一日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等		五十万円 八十本
二等		十万円 八百本
三等		五万円 二千四百八十本
四等		一万円 二万四千八百本
五等		千円 八万本
計		二百四十八万九千六百八十本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百五十三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和二年九月四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百六十一回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	八百万枚 十六億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和二年十月二十八日から同年十一月二十三日まで
七	当せん金支払開始期日	令和二年十月二十八日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等		三百万円 八本
二等		十万円 二千四百八十本
三等		一万円 二万四千八百本
四等		千円 八万本
五等		二百円 八十万本
計		九十万七千二百八十八本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百五十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和二年九月四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百六十四回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	七百万枚 十四億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和二年十二月十六日から令和三年一月十二日まで
七	当せん金支払開始期日	令和二年十二月十六日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	当せん金
一等		五十万円 七十万本
二等		五万円 千四百本
三等		一万円 七千本
四等		千円 七万本
五等		二百円 二百十万本
計		二百七十七万八千四百七十本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百五十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和二年九月四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百六十五回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	九百万枚 十八億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和二年十二月二十三日から令和三年一月十九日まで
七	当せん金支払開始期日	令和二年十二月二十三日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	当せん金
一等		百万円 四十五本
二等		五万円 三千六百本
三等		一万円 三万六千本
四等		千円 九万本
五等		二百円 九十万本
計		百二万九千六百四十五本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百五十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和二年九月四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百六十六回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	五百万枚 五億円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	被封式（被封された指定部分を削り取るにより、 一等から三等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和二年十二月二十六日から令和三年一月十二日まで
七	当せん金支払開始期日	令和二年十二月二十六日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 一等 六十万円 二等 五十万円 三等 百円 計 百五十六万六千本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百五十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和二年九月四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百六十七回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	五百万枚 十五億円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式（被封された指定部分を削り取るにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和二年十二月二十六日から令和三年一月十九日まで
七	当せん金支払開始期日	令和二年十二月二十六日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 一等 五万円 二等 三万円 三等 三万円 四等 三万円 五等 千円 六等 三百円 計 百二十六万一千五百本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 一筒月 五〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

